

## 定年引上げ制度を提案

### 来年度より定年を段階的に引き上げて65歳定年に(R13年度) 国と同様に給料は60歳時の7割水準、役職定年制を導入

#### 定年引上げにかかる各種制度について(提案)

- 定年の段階的引上げ
  - ・現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする。
  - ※「定年年齢の段階的な引上げのイメージ」参照 ※保健所等の医師・歯科医師の定年は、現行どおり65歳
- 管理監督職務上限年齢制(役職定年制)の導入
  - ・管理監督職の職員については、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間(異動期間)に管理監督職以外の職に異動させる制度を導入する。
  - ・また、60歳に達している職員を、異動期間の末日の翌日以後、新たに管理監督職に任命しないものとする。
  - ・ただし、職務の遂行上の特別の事情等がある場合は、引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができるものとする。

【役職定年制の例外措置】

  1. 役職定年制の適用除外(役職定年制の適用を除外)⇒保健所等の医師・歯科医師は、役職定年制の適用除外
  2. 役職定年年齢の例外(役職定年年齢を61~64歳とする)⇒必要に応じて設定
  3. 特例任用①:勤務延長型特例任用⇒特別な事情がある場合に運用
  4. 特例任用②:異動可能型特例任用⇒教育委員会の学校現場における校長級、教頭級は、特例任用を予定
- 定年前再任用短時間勤務制の導入
  - ・60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。
  - ・勤務時間等の勤務条件は、現行の再任用制度(短時間勤務)と同様とする。
- 情報提供・意思確認制度の新設
  - ・当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。
- 定年の段階的引上げ期間中の定年退職者等の再任用(暫定再任用制度)
  - ・定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止する。ただし、定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間に経過措置として現行と同様の制度を暫定的に存置する。
- 給与制度
  - ・「定年引上げに係る職員の給与制度について」(裏面)のとおり
- 高齢者部分休業制度
  - ・高齢者部分休業を申請することができる期間は、職員(医師及び歯科医師を含む)の年齢が55歳に達する日後の最初の4月1日から定年退職日までの期間とする。
- 実施時期
  - ・令和5年4月1日

7月26日、府当局は、府労組連に対し「定年引上げにかかる各種制度について」提案しました。協議期限は8月22日とされています。府労組連は組合員の意見を集約し、折衝・交渉を行う予定です。

提案では「国家公務員の定年が段階的に引上げられることに伴い、地方公務員においても、地方公務員法が改正され、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされている」として、定年を段階的に引き上げて65歳定年にするとしています(制度完成は令和13年度)。

61歳以降の給与については国と同様に、60歳時の7割水準とし、役職定年制についても導入するとしています。また、定年引上げにあわせて現行の再任用制度については廃止し、定年の段階的な引上げ期間中については、現行と同様の「暫定再任用制度」を存置するとし、60歳以降定年前に退職した職員については、本人希望により短時間勤務が選択できる制度とするとしています。(提案内容の詳細は左の囲みを参照)

#### 定年年齢の段階的な引上げのイメージ

年度	定年退職なし			定年退職なし			定年退職なし			定年退職なし			定年退職なし	
	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
定年年齢	60歳	61歳		62歳			63歳			64歳			65歳	
各年度末 年齢	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳							
60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳									

現職  
再任用

定年引上げに係る職員の給与制度について

項目	内容
給料	<p>【管理職以外の職員、異動可能型特例任用※の職員】 (役職定年制に伴う降任等がない場合)…① 60歳に達した日後の最初の4月1日(特定日)以後に適用される級号給の7割水準 ※役職定年制の例外措置の異動可能型特例任用(学校現場の校長級、教頭級を予定)</p> <p>【管理職】(役職定年制に伴う降任等がある場合)…② 役職定年制による降任等をされた日の前日に受けていた給料月額を7割水準(降任後の各級の最高号給の給料月額を上限) ※7割水準の対象外…③ ・役職定年制の例外措置のうち、役職定年制の適用除外となる職員(保健所等の医師、歯科医師) ・任期を定めて任用される職員</p>
昇給	・昇給しない
地域手当・時間外勤務手当・夜間勤務手当・休日勤務手当・期末手当・勤勉手当・農林漁業普及指導手当・へき地手当	・給料の項目①、②に該当する場合:7割水準を基礎として算定する額 ・給料の項目③に該当する場合:60歳以下職員と同様
給料の調整額・初任給調整手当・義務教育等教員特別手当	・給料の項目①、②に該当する場合:60歳以下職員の7割水準 ・給料の項目③に該当する場合:60歳以下職員と同様
管理職手当・管理職特別勤務手当	・給料の項目①に該当する場合:60歳以下職員の7割水準 ・給料の項目③に該当する場合:60歳以下職員と同様
扶養手当・住居手当・通勤手当・単身赴任手当・特殊勤務手当・宿日直手当・定時制通信教育手当・産業教育手当・災害派遣手当	・60歳以下職員と同様
退職手当	<p>【基本額】 ・退職時の給料月額(7割水準の対象職員は7割水準の額)を基に、定年退職の場合の支給率を適用し算定</p> <p>【基本額に係る特例措置】 ・特定日から7割水準の給料月額となる場合及び役職定年制による降任等により給料月額が減額される場合を退職手当の基本額に係る特例措置(ピーク時特例)の適用対象に追加</p> <p>【特別退職の特例措置】 ・当分の間、現行制度下で対象となる年齢(55歳~59歳)と割増率(1年につき2%)を維持(従前どおり)</p> <p>【調整額】 ・役職定年制による降任等となった場合、在職期間中の上位60月の区分で算定(従前どおり)</p>
旅費	・60歳以下職員と同様
定年前再任用短時間勤務職員	・60歳を超えた職員の給料の調整額、管理職特別勤務手当が7割水準となることを踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を基礎として調整基本額、管理職特別勤務手当を設定 ・その他は、現行の再任用短時間勤務職員と同様
暫定再任用職員(フルタイム・短時間)	・調整基本額、管理職特別勤務手当については、定年前再任用短時間勤務職員と同様 ・その他は、現行の再任用職員(フルタイム・短時間)と同様

(参考)

年収のモデルケース(知事部局)

職階	年度末年齢 60歳	年度末年齢 61歳	(差額)
本庁部長→課長補佐級	1,334万円	754万円	▲580万円
局長→課長補佐級	1,285万円	754万円	▲531万円
理事→課長補佐級	1,271万円	754万円	▲517万円
本庁次長→課長補佐級	1,197万円	677万円	▲520万円
室長→課長補佐級	1,143万円	677万円	▲466万円
副理事→課長補佐級	1,130万円	677万円	▲453万円
本庁課長→課長補佐級	1,081万円	638万円	▲443万円
参事→課長補佐級	995万円	600万円	▲395万円
課長補佐級→課長補佐級	799万円	559万円	▲240万円
主査級→主査級	725万円	508万円	▲217万円
主事・技師級→主事・技師級	650万円	455万円	▲195万円

技能労務職員

職階	年度末年齢 60歳	年度末年齢 61歳	(差額)
主査級→主査級	679万円	475万円	▲204万円
副主査→副主査	629万円	440万円	▲189万円
技師→技師	504万円	352万円	▲152万円

現在の再任用職員年収

	フルタイム	短時間
主任専門員	420万円	252万円
専門員	343万円	206万円
専門員(技能労務職)	329万円	197万円

役職定年制を導入

役職定年制については、管理監督職の職員が60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に管理監督職以外の職に異動させる制度を導入するとしています。ただし、職務の遂行上の特別の事情等がある場合は、引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができる

例外措置を設け、保健所等の医師・歯科医師は、役職定年制の適用を除外することや特別な事情がある場合には役職定年年齢を61、64歳とすることができるとしています。また、特別な事情がある場合には、特別任用を行い、教育委員会の学校現場における校長級、教頭級は、特別任用として、必要に応じて校長

給料は7割水準に

給与については、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に適用される級号給の7割水準とし、役職定年制に伴う降任等がある場合は、降任等をされた日の前日に受けていた給料月額の7割水準(降任後の各級の最高号給の給

教頭が継続できる制度にするとしています。

退職手当はピーク時特例適用

退職手当については、退職時の給料月額(7割水準の対象職員は7割水準の額)をもとに、定年退職の場合の支給率を適用し算定するとしていますが、退職手当の基本額に

料月額を上限)としています。諸手当については左表のとおりとしています。

係る特例措置(ピーク時特例)の適用対象に追加するとしています。今回の提案を受けて、府労組連は、組合員の意見を集約するとともに、現行の再任用制度の給与水準の引上げも含め、折衝・交渉を配置して取り組みを進めます。